

## 相 談 事 例

ID：03-03-016

### 相談タイトル

賃貸住宅退去に伴う原状回復義務（退去修繕）について（13）

### Q：ご相談内容

2年間住んでいた賃貸物件を退去するにあたり、2部屋分のクッションフロアが全面貼り替えで請求されていた。破けてしまった箇所があるのでその部分については支払うつもりだが、全面貼り替えは納得できない。家主に一部貼り替えは出来ないのか確認すると、一部貼り替えも出来るがそれでは色が変わってしまうので全面貼り替えしてもらわないと困ると言われた。

### A：回答

一定の面積で、一部貼り替えが可能であれば全面貼り替えする必要はなく、グレードアップの要素があると考えられます。全面貼り替えを行うのであれば、全面貼替え費用について家主と負担割合の交渉が行えると考えます。